ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

九　対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

十　対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該償還を受ける株式の数

ロ　新株予約権証券　当該償還を受ける新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　償還を受ける株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該償還を受ける投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該償還を受ける新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

５‖４‖第一項及び第二項の規定は、前項各号に掲げる数について準用する。

［略］

２‖［項を加える。］

［同上］